

入札公告【総合評価落札方式】

(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る平成 23 年度本予算が成立し、予算示達がなされ、かつ平成 23・24 年度の土木関係建設コンサルタント業務の一般競争（指名競争）参加資格を受けることを条件とするものである。

平成 23 年 1 月 20 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局多治見砂防国道事務所長 今井 一之

1 業務の概要

(1) 業 務 名 平成 23 年度多治見道路情報管理業務（電子入札対象案件）

(2) 業 務 内 容

本業務は多治見砂防国道事務所において、安全で円滑な道路交通を確保するため、道路情報の収集及び各種監視装置・観測装置の監視、関係機関・関係者への連絡、道路利用者への情報提供など道路情報の管理を閉庁日及び平日の昼夜を問わず継続して実施する業務である。

(3) 履行期限 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日

(4) 入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。また、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 85 条の基準の基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が 2,000 万円を越える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）の資料提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

電子入札システムで使用できる IC カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者の IC カードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所 経理課

〒 507 - 0023 多治見市小田町 4 - 8 - 6

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ 1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

(2) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成13年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成22年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理業務（道路）又は管理施設運用業務（道路）

類似業務：以下のいずれかの実績

・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は

大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理業務（道路）
又は管理施設運用業務（道路）

- ・国、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、公物管理業務（河川）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・点検業務、測量業務、地質調査業務

（３）配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

また、申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書等を提出することができるが、この場合、申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会 1 級技術者
- ・道路管理支援士
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・道路法第 71 条第 4 項の道路監理員の経験を 1 年以上有する者
- ・道路又は河川関係の技術的行政経験を 25 年以上有する者

※ RCCMと同等の能力を有する技術者とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

（４）配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成 13 年度以降に完了した同種又は類似業務（平成 22 年度完了予定も対象に含む）において 1 件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。

業務実績には、平成 13 年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理業務（道路）又は

管理施設運用業務（道路）

類似業務：以下のいずれかの実績

- ・ 地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理業務（道路）又は管理施設運用業務（道路）
- ・ 国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、調査検討・計画策定業務（道路）、管理施設調査・点検業務（道路）、土木設計業務（道路）、土木工事の監理技術者

（５）恒常的雇用関係に関する要件

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

（６）配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

- １）平成２３年４月１日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満である者であること。

ただし、平成２３年４月１日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が２億円未満かつ手持ち業務の件数が５件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が５００万円以上の業務をいう。

- ２）本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が１）に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去４年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去４年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

- ３）本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を１名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出

すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における管理技術者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 技術提案書に関する要件

1) 入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制
- ③特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

- ・専門的な技術力を活用し、本業務を的確に実施するための提案について

(8) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・中部地方整備局管内に業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有していない場合。
- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

(9) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書に記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ①技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ア 親会社と子会社の関係にある場合
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ｃ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、3 (2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

②上記において、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 総合評価の方法

①技術提案等の内容に応じ、次の 1)、2)、3)、4) の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は 60 点、最低点数は 0 点とする。

1) 基本事項評価（企業）

2) 基本事項評価（技術者）

3) 技術提案書

4) 技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格点の配分点は 30 点とする。

(3) 技術提案書の評価基準等

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

①基本事項評価（企業）

業務実績、業務成績、業務拠点、企業信頼度（指名停止等の措置）

②基本事項評価（技術者）

業務実績、業務成績、技術者信頼度（優良表彰の有無）

③技術提案書

実施方針、業務実施体制、特定テーマに対する技術提案

※①の項目で最大 15 点、②の項目で最大 15 点、③の項目で最大 30 点を加算点とする。

④技術提案の履行確実性に関する評価

履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための

追加書類等」の3. のとおり。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒507-0023 多治見市小田町4-8-6
中部地方整備局多治見砂防国道事務所 経理課 契約係
電 話 0572-25-8021
FAX 0572-25-7997
メールアドレス：keitajim@cbr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等（仕様書含む）の交付期間、場所及び方法

入札説明書等（仕様書含む）の交付期間：別表②のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、申請書等の作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4（1）の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書等を提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下「郵送等」という。）」により、4（1）まで提出すること。詳しい提出方法については入札説明書による。

技術提案書等のファイル容量が、3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

提出期間は、別表③のとおり。

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の受付期間

別表④のとおり。

②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により4（1）まで持参又は郵送等すること。

③開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

3 (1) に記したとおりとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 4 (1) に同じ。

(7) 競争参加資格確認申請書等に対する留意事項

競争参加資格確認申請書等の提出がない場合又は2 (10) の場合を除き他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など競争参加資格確認申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(8) 本入札に係る落札及び契約締結の条件は、平成23年度の予算が成立し、予算示達され、かつ平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けた場合とする。

本入札に係る落札決定及び契約締結日は、平成23年4月1日とするが、本入札に係る平成23年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立後最初の開庁日とする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、本入札に係る開札は、落札決定を保留した上で行うものである。

(9) 履行確実性を評価するために、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある（入札説明書参照）。

(10) 詳細については、入札説明書による。

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成 2 3 年 2 月 1 7 日
②	入札説明書等（仕様書含む） の交付期間	平成 2 3 年 1 月 2 0 日から 平成 2 3 年 3 月 9 日まで
③	申請書等の提出期間	平成 2 3 年 1 月 2 1 日から平成 2 3 年 2 月 9 日までの 10 時 00 分から 16 時 00 分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成 2 3 年 3 月 8 日 10 時 00 分から 平成 2 3 年 3 月 9 日 16 時 00 分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成 2 3 年 3 月 1 0 日 14 時 00 分 多治見砂防国道事務所入札室